学生以外の家族は、全員　所得証明書(写)の書類が必要です。無職・専業主婦も提出してください。

昨年の収入が載っている証明書を提出してください。

収入がない場合は、金額欄に【0円】と印字されたものを提出してください。

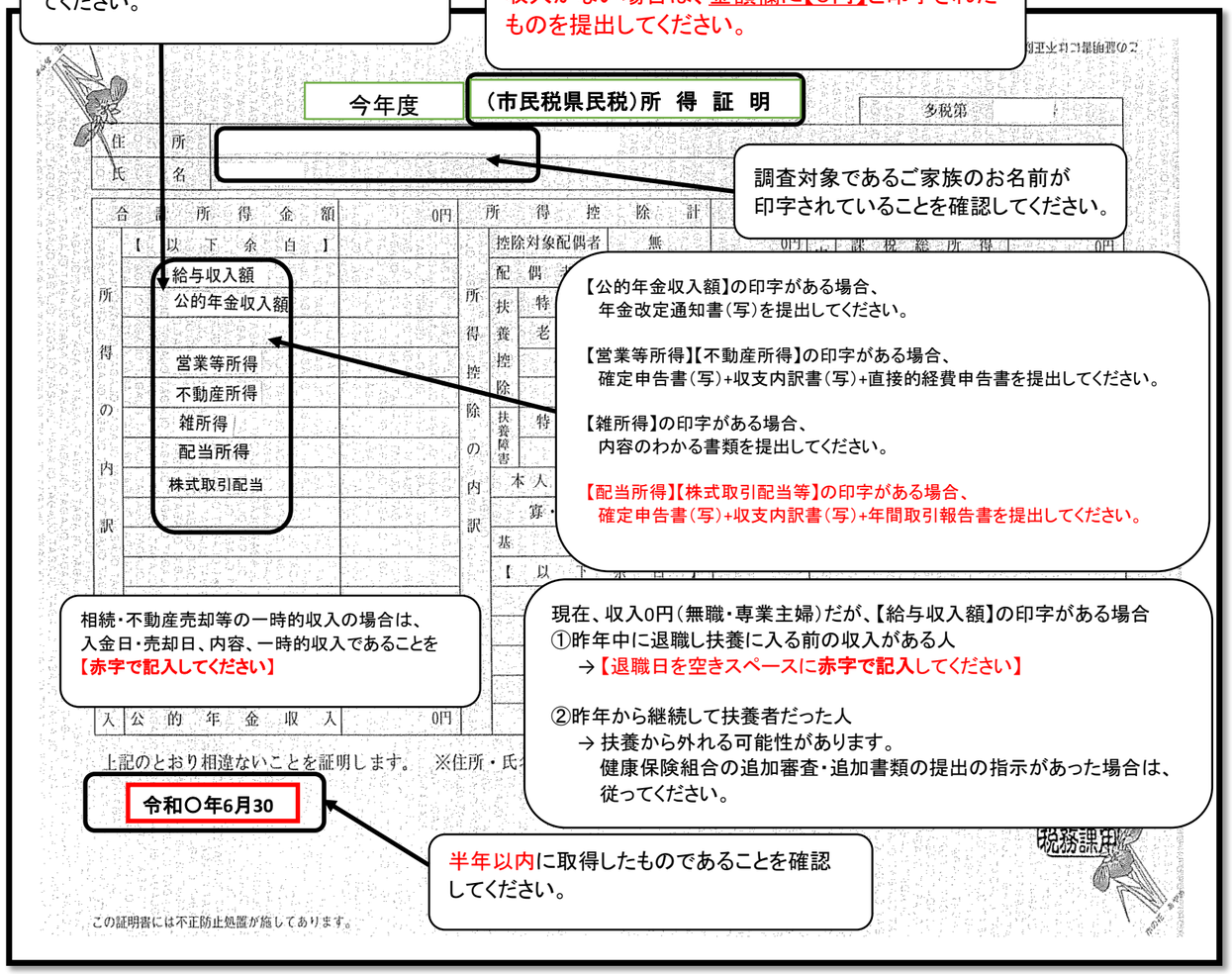

調査対象であるご家族のお名前が印字されていることを確認してください。

【公的年金収入額】の印字がある場合、
年金改定通知書(写)を提出してください。

【営業等所得】【不動産所得】の印字がある場合、
確定申告書(写)+収支内訳書(写)+直接的経費申告書を提出してください。

【雑所得】の印字がある場合、
内容のわかる書類を提出してください。

【配当所得】【株式取引配当等】の印字がある場合、
確定申告書(写)+収支内訳書(写)+年間取引報告書を提出してください。

相続・不動産売却等の一時的収入の場合は、
入金日・売却日、内容、一時的収入であることを
【赤字で記入してください】

現在、収入0円(無職・専業主婦)だが、【給与収入額】の印字がある場合
①昨年中に退職し扶養に入る前の収入がある人
→【退職日を空きスペースに赤字で記入してください】

②昨年から継続して扶養者だった人
→ 扶養から外れる可能性があります。
健康保険組合の追加審査・追加書類の提出の指示があった場合は、従ってください。

半年以内に取得したものであることを確認してください。

子どもで、学生(予備校含む)の家族は、学生証(学生手帳)のコピーを提出してください。
(所得証明書は不要です。)

カード型でない学生手帳の場合は、
〇学年
〇発行年月日　(令和〇年度、〇〇〇〇年度等の印字のあるページ)をコピーして提出してください。

注意！　有効期限が期限内であるか確認してください。

裏面に有効期限が印字されている場合は、表裏両面の写しを提出してください。

㊟写真・名前や生年月日を黒塗り等で隠さずに提出してください。

学生証(学生手帳)がない場合は、
在学証明書(コピー可)
を提出してください。

60歳以上の家族は、年金の書類(写)が必要です。60歳以上の無職・専業主婦も提出してください。

既に受給中の方は、「年金額改定通知書」のハガキの写しを提出してください。

改定がない場合は、昨年の通知書を提出してください。
昨年6月以降に改定・変更があった方は、最新の通知書を提出してください。
なくされた場合は、ご本人から年金事務所及び年金ナビダイヤル(0570-05-1165)へ連絡し、再発行を申請してください。

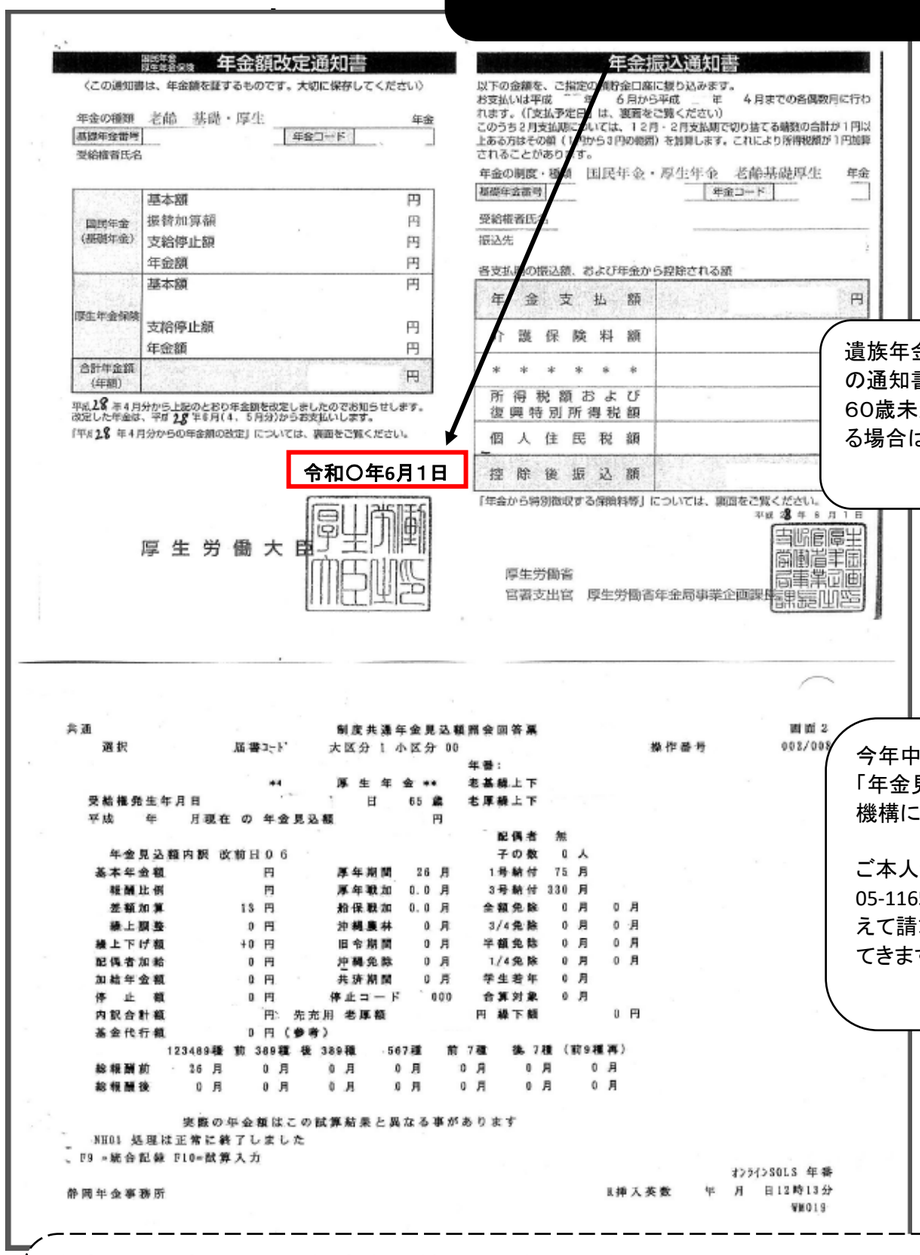

遺族年金・障害年金等、全ての年金の通知書が必要です。
60歳未満でも障害年金を受給している場合は、提出してください。

今年中に受給を開始する場合は、「年金見込額照会回答票」を年金機構に請求して提出してください。

ご本人から年金ナビダイヤル(0570-05-1165)に電話し、年金番号を伝えて請求すれば2週間程で送られてきます。

注意：　60歳以上で、年金を受給していない場合
(まだ受給可能となっていなかったり、受給開始を繰上げしている等)
証明書は不要ですが、
何歳から受給予定か被扶養者調査表の年金受給有無の欄に追加で明記してください。